

全国 私立大学附属・併設 中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟 規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は、全国私立大学附属・併設 中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟と称する。

(目的)

第 2 条 本連盟は、全国の私立大学附属・併設中学校・高等学校により、中等教育から高等教育への一貫教育及びその関連領域における理論と実践の研究に努め、会員相互の連携・交流を図り、広く全国の教育の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本連盟は、第 2 条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 教育研究集会（以下「附属校サミット」という）の開催（年 1 回定例）
- (2) 研究発表会、講演会、講習会などの開催
- (3) 報告集、研究紀要、その他の各種出版物の発行
- (4) 内外の関連諸団体との情報資料交換ならびに研究の提携
- (5) その他の必要な事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本連盟の会員は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 原則として学校・組織単位
- (2) 賛助会員 本連盟の趣旨に賛同し、これに援助を与える学校・組織
- (3) 個人会員 本連盟の趣旨に賛同する個人

(会費)

第 5 条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。なお、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。会員のうち、会費を 1 年以上滞納した者は、会員の資格を失うものとする。

(会員の権利)

第 6 条 会員は、第 3 条に定める本会が行う事業に参加することができ、附属校サミットの報告集や研究紀要その他の研究資料、情報資料の配布を受けることができる。

第 3 章 組織及び運営

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名
幹事長	1名
幹 事	若干名
事務局委員	若干名
監 査	1名
運営委員	必要に応じて、若干名
紀要編集委員	必要に応じて、若干名

(会長)

第8条 会長は、総会において正会員である学校・組織の校長または代表者より選出する。会長は、会務を総括し、本連盟を代表する。

(幹事)

第9条 幹事は、総会において正会員である学校・組織の中から立候補または推薦応諾により選出し、幹事の校長または代表者が行う。

(幹事長)

第10条 幹事長は、幹事の互選により選出し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。幹事長は、本連盟の趣旨に沿い、第3条に定める事業の企画・運営の中心となって、会場校と調整して企画を練り、事務局を統括し、本連盟の運営を担うものとする。また、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第11条 本連盟は、第3条に定める事業の運営のために事務局を置き、次の役員及び委員をもって構成する。

(1) 幹事長

(2) 幹事長が委嘱した事務局長及び書記、会計、渉外等の事務局委員

なお、事務局は幹事長の属する学校・組織が担うものとする。事務局委員は、幹事会に出席し、議事に参画することができる。また、事務局には必要に応じ事務局員を置くことができる。

(監査)

第12条 監査は、正会員である学校・組織の校長または代表者より会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。監査は、本連盟の会計を監査する。

(運営委員)

第13条 運営委員は、第3条に定める本会の事業を行う場合に、その必要に応じて、会長の委嘱により若干名を選出する。必要な場合、委員の互選により運営委員長を選出できるものとする。

(紀要編集委員)

第 14 条 紀要編集委員は、本連盟が研究紀要を発行する場合、会長の委嘱により若干名を選出する。必要な場合、委員の互選により紀要編集委員長を選出する。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

(会議)

第 16 条 本会の会議は、総会、幹事会、運営委員会及び紀要編集委員会とする。なお、会議の運営にあたっては、メーリングリストによる意見交換、オンラインによる会議など、柔軟な形態を検討する。

(総会)

第 17 条 総会は、会長、幹事、正会員（学校・組織）の代表者で構成し、本会の事業及び運営に関する重要な事項を審議決定する。総会は、原則として当該年度の附属校サミットの当日もしくは前日に行うものとし、会長がこれを招集する。また、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。総会の成立には、会員の3分の2以上の出席を要する。ただし委任状は出席とみなす。

(幹事会)

第 18 条 幹事会は、幹事長が招集し、第3条に定める本会の事業ならびに予算、決算の執行にあたる。

(運営委員会)

第 19 条 運営委員会は、本連盟が幹事会の決定により第3条に定める事業を行う場合に、事務局と連携して、企画及び運営にあたる。

(紀要編集委員会)

第 20 条 紀要編集委員会は、本連盟が幹事会の決定により第3条の(3)に定める研究紀要を発行する場合に、その編集並びに発行に関する事務を行う。本連盟の研究紀要の編集発行は、紀要編集委員長の統括のもとで、紀要編集委員によって行う。紀要編集委員会についての規定は別にこれを定める。

第 4 章 会 計

(会計)

第 21 条 本連盟の経費は、会費、本連盟が主催する行事での当日参加費、寄付金及びその他の収入による。

(事務経費)

第 22 条 事務局が第3条に定める事業の運営に要する人件費相当額（以下「事務経費」という）に

ついて、事務局を担う学校・組織および事務局長が指名し附属校サミット事務業務に関する本連盟との業務委託契約を締結した事務局員に支給することができる。事務経費についての細則は別にこれを定める。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。予算及び決算は、幹事会の議決を経て、総会の承認を得ることとする。

第 5 章 雑 則

(細則)

第 24 条 本連盟の事業及び運営のために、別に細則を定める。

(規約・細則の改正)

第 25 条 本連盟の規約及び細則の改正は、総会において 3 分の 2 以上の同意によって行なわれる。

付 則

本規約は、2006(平成 18)年 11 月 18 日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

付 則

本規約は、2022(令和 4)年 8 月 27 日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

付 則

本規約は、2024(令和 6)年 8 月 30 日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。なお、改正前規約により 2024 年度の附属校サミット終了時点で任期が終了する役員については、2025 年 3 月 31 日まで任期を延長するものとする。

事務経費支給細則

第1条 この規程は、本連盟規約第22条の定めるところにより、事務局が本連盟規約第3条に定める事業の運営に要した人件費相当額（以下「事務経費」という）の支給について、この細則によって定める。

第2条 事務経費は、当該年度の教育研究集会（以下「附属校サミット」という）の終了後から次回附属校サミット開催までに要する費用として、以下の金額を支払う。

事務経費：200万円

上記に定める額は、事務局からの申し出により、これを下回る額とすることができる。

第3条 事務経費は、当該年度の附属校サミットの最終日の属する月の翌月末までに、事務局が指定した口座に支払う。

第4条 事務経費及びこの細則の改正については、幹事会で審議し、総会に提案して、総会の承認を得なければならない。

付 則 この細則は、2022(令和4)年8月27日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

会費についての細則

第1条 本連盟規約第5条の定めるところにより、本連盟の会費をこの細則によって定める。

第2条 本連盟の会費は、本連盟規約第4条の定めるところにより、次のように定める。

正会員 年会費 70,000 円

賛助会員 年会費 100,000 円

個人会員 年会費 5,000 円

上記に定める会費は、当該年度の9月末日までに納入するものとする。

なお、正会員の会費については、経過措置として以下の額とする。

年度	会費
2022年度	50,000 円
2023年度	55,000 円
2024年度	60,000 円
2025年度	65,000 円

第3条 連盟が主催する行事に、非加盟の学校・個人が参加する場合は、資料代及び共催、協賛事業の参加費として個人会員の年会費と同額を徴収することを原則とする。なお、これをもって個人会員となるものではない。

第4条 この細則の改正については、幹事会で審議し、総会に提案して、総会の承認を得なければならない。

付 則 この細則は、2006(平成18)年11月18日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

付 則 この細則は、2022(令和4)年8月27日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

紀要編集委員会細則

第1条 本委員会は、本連盟規約第20条の定めるところにより、本会の研究紀要の編集並びに発行に関する事務を行う。

第2条 本委員会は、本連盟規約第3章第14条の定めるところにより、会員校より会長の委嘱によって選出された紀要編集委員若干名をもって構成する。

第3条 紀要編集委員の任期は1年間とする。ただし、留任、再任を妨げない。

第4条 本委員会は、本連盟規約第14条の定めるところにより、紀要編集委員の互選により、紀要編集委員長を選出する。紀要編集委員長は、紀要編集委員会を統括し、紀要の編集・発行計画並びに作業の進捗状況を委員会に報告し、幹事会の意向や連盟の運営状況を紀要編集委員会に反映させて、紀要の編集の充実を図る。

第5条 紀要編集委員会は、紀要編集委員長の招集により開催し、紀要編集方針その他について協議する。

第6条 紀要編集に関する規定（編集方針、原稿募集、投稿規定等）は、別に紀要編集委員会でこれを定める。

第7条 紀要編集ならびに頒布に関する経費は、本連盟の予算内で行うものとする。

付 則 この細則は、2006(平成18)年11月18日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

付 則 この細則は、2022(令和4)年8月27日の総会にて承認され、同日付けにより発効するものとする。

教育研究集会実施にかかわる講師謝礼および経費等に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟による全国私立大学附属併設中学校・高等学校教育研究集会（以下「附属校サミット」という）実施にかかわる講師謝礼および経費を支払う手続と基準について申し合わせる。

第2条 附属校サミットにおいて講師等を招聘し、講師謝礼および移動旅費を支払う場合は、すべて全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟事務局において手続を行う。

2 前項に規定する謝礼の基準は、源泉徴収後の手取り額で次の通りとする。

(1) 実施連盟の加盟校に本属のある教職員 1万円

(2) (1)以外の者 3万円

3 拘束時間が4時間以上におよぶ場合、または特に高額な謝礼を支払うことが社会的に妥当な場合など、特別な事情がある場合は、実施連盟会長および幹事長の承認により、前項の基準を超えて支払うことができる。

4 交通費は、本人の申告により、勤務地または自宅を出発地として、当該移動の出発から帰着までに用務地間の移動に要する額を支払う。なお、航空機利用の場合は、領収書を提出すること。

5 宿泊を伴う場合は、本人の申請により、実際に宿泊に要した実費を支給する。なお、申請にあたっては領収書の添付を必要とする。

6 以上の講師謝礼および移動旅費は、振込にて支払うことを原則とする。

第3条 その他、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会において、その開催に伴う必要経費が生じたときは、次の基準により判断する。

(1) 当該の必要経費が5万円未満の場合、実施連盟幹事長が判断する。

(2) 当該の必要経費が5万円以上の場合、実施連盟会長および幹事長が判断する。

第4条 実施連盟業務に伴う、会長、幹事、および事務局員の移動旅費は本実施連盟より支払う。

(1) 交通費は、移動者の申告により、勤務地または自宅を出発地として、当該移動の出発から帰着までに用務地間の移動に要する額を支払う。なお、航空機利用の場合は、領収書を提出すること。

(2) 用務に宿泊の伴う場合は、本人の申請により、1万2千円を上限として実際に宿泊に要した実費を支給する。なお、申請にあたっては領収書の添付を必要とする。

(3) 当該旅費は、振込にて支払うことを原則とする。

第5条 この申し合わせの改廃は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟総会の議決を要す。

附 則

この申し合わせは、2007年11月17日より施行し、適用する。

附 則

この申し合わせは、2012年11月17日より施行し、適用する。

(経費支払い基準の一部改正および第4条の追加)

附 則

この申し合わせは、2019年11月22日より施行し、2019年4月1日に遡及し、適用する。

(宿泊費の見直しに伴う一部改正)

附 則

この申し合わせは、2022年8月27日より施行し、適用する。

(講師等への宿泊費の支給、ならびに事務局の移動旅費の見直しに伴う一部改正)

幹事会開催にかかわる交通費に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟規約第15条に基づく幹事会（以下「幹事会」とする。）開催にかかわる交通費を支払う手続と基準について申し合わせる。

第2条 幹事会開催にともない、会に出席する幹事に交通費等を支払う場合は、すべて全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟事務局において手続きを行う。

2 交通費は、幹事の申告により、勤務地または自宅を出発地として、当該移動の出発から帰着までに用務地間の移動に要する額を支払う。なお、航空機利用の場合は、領収書を提出すること。

3 幹事の交通費は、振込にて支払うことを原則とする。

第3条 この申し合わせの改廃は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟総会の議決を要す。

附 則

この申し合わせは、2010年11月13日より施行し、2010年4月1日に遡及し、適用する。

附 則

この申し合わせは、2022年8月27日より施行し、2022年8月29日より適用する。

全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会実施連盟加盟校による
実践研究および調査研究の助成事業「募集 B」に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟による調査研究助成事業に関わる要件等について申し合わせる。

(趣旨・目的)

第2条 本連盟は、全国の私立大学附属・併設中学校・高等学校により、中等教育から高等教育への一貫教育及びその関連領域における理論と実践の研究に努め、会員相互の連携・交流を図り、広く全国の教育の発展に貢献することを目的とし、全国の中等教育から高等教育への一貫教育及びその関連領域における理論と実践の研究に努めている。その取り組みの一環として、会員相互の連携・交流を図り、広く全国の教育の発展に貢献するために毎年開催する「全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会」（以下「附属校サミット」という）は、著名な講師陣による講演を中心とした内容で構成され、参加者から高い評価を受けている。そこでさらに、加盟校に先進的な研究活動に取り組んでもらい、その成果を加盟校と共有することにより加盟校の教育活動に役立てることを目的とし、私立大学附属・併設中学校・高等学校の活躍や一貫教育における課題などの実践・調査研究に取り組むことを推奨し、助成することとする。

(研究概要)

第3条

- (1) 中高一貫教育、私立大学附属・併設に関わる教育活動に資する実践・調査研究。
(学習活動、部活動、学級・学校経営、中高大連携など)
- (2) 加盟校の教員が個人または複数、あるいは他の加盟校教員とチーム体制を組織したもの。
(チームの場合は代表校を定める。)
- (3) 研究を希望する学校またはチームは、別紙研究計画書(研究要旨・予算計画)などを提出し、連盟幹事会にて以下の審査項目で選考を行うこととする。
 - ①中高一貫教育、私立大学附属・併設に関わる教育活動に資する調査研究・実践研究であるか。
 - ②調査・研究の推進体制が適切な体制であるか。
- (4) 研究期間は約1年間とする。
- (5) 実践・調査研究成果については全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会にて成果発表を行うこと。

(研究費の助成)

第4条 実践・調査研究にともなう諸経費(消耗品、旅費・交通費、宿泊費、資料費等)について、年額50万円までを上限として助成する。

(研究費の管理・執行)

第5条 研究費は連盟事務局から研究代表者所属校あてに50万円の予算を配分するので、管理・執行については、研究代表者所属校にて適正かつ計画的に執行すること。

- 2 研究代表者が所属する学校の経理規程および本研究募集に際して定めた第6条に則り研究代表者所属校が執行管理すること。
- 3 チーム内に他校の所属者が含まれる場合も前項に倣って執行すること。
- 4 応募の際に提出する申請書上の執行計画から大幅な変更が生じる場合は、連盟事務局に確認すること。
- 5 研究終了・附属校サミット発表後に実績報告のうえ、当該年度内に精算すること。
- 6 研究代表者所属校による事務管理費等は配分しない。

(研究費の考え方)

第6条 研究費とは、研究の実施に直接的に必要な経費を指し、以下の用途の範囲において執行を可能とする。なお、適用可否が不明の場合は、事前に事務局に相談すること。

(1) 物品・消耗品費

実践・調査研究の推進のために、直接的に必要な消耗品や書籍等購入費実費

(2) 旅費交通費

代表者、共同研究者等が研究推進に係り必要となる旅費交通費実費

(3) 宿泊費

代表者、共同研究者等が研究推進に係り必要となる宿泊費実費（上限12,000円/泊）

(4) 謝金

人件費の計上は想定していないが、実践・調査研究の実施にあたり必要な、臨時的に発生する役務の提供などの外部の協力者や指導・助言を得るために必要となった外部有識者への謝金等としての執行は可とする

(5) その他

実践・調査研究に伴う保険料等

(支出できない経費)

第7条 次に定める経費については、研究費の対象とはしない。

(1) 直接的に研究実施上必要ない経費

(2) 機器備品・施設設備費

(3) 会議渉外費

(4) 不明瞭な旅費交通費

(5) 合理的な説明ができない経費

例：研究期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

(研究成果の発表・報告)

第8条 研究成果は次年度の附属校サミットにおいて発表すること。また発表後に実績報告書を提出することとし、附属校サミット報告集に掲載する。

なお、謝礼および交通費等の経費については、「教育研究集会における実践研究および調査研究

の分科会発表校「募集 A」「募集 B」の謝礼および経費等に関する申し合わせ」に定めるとおりとする。

(知的財産権)

第 9 条 研究により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができる。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることを前提とする。

(研究成果の公開)

第 10 条 本研究によって得られた成果を公開する場合は、「全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会実施連盟実践・調査研究事業」の成果である旨を資料・投影情報等に掲載し、本連盟及び連盟の取組みについて周知すること。

(研究費の返還)

第 11 条 本募集に採択され研究費が配分された場合でも、所定の期間に研究が完了せず、前 8 条に定める附属校サミットでの成果発表および実績報告書の提出がなされなかった場合は、配分した研究費全額の返還を求める場合がある。

(改廃)

第 12 条 この申し合わせの改廃は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟総会の議決を要す。

附 則

この申し合わせは、2020 年 11 月 7 日より施行し、適用する。

附 則

この申し合わせは、2022 年 8 月 27 日より施行し、適用する。

2020年11月7日

教育研究集会における実践研究および調査研究の分科会発表校「募集A」「募集B」の
謝礼および経費等に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟による教育研究集会における実践研究および調査研究の分科会発表「募集A」「募集B」に関わる謝礼および経費を支払う手続きと基準について申し合わせる。

第2条 全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会が募集する分科会発表校「募集A」「募集B」に応募し採択され、謝礼および交通費等を支払う場合は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟事務局において手続きを行う。

- 2 前項に規定する謝礼の基準は、源泉徴収後の手取り額で1万円/人とする。
- 3 交通費は、本人の申告により、勤務地または自宅を出発地として、当該移動の出発から帰着までに用務地間の移動に要する額を支払う。なお、航空機利用の場合は、領収書を提出すること。
- 4 本人の申告により、必要と認められる場合には12,000円を上限として宿泊費実費を支払う。なお、申告の際には事前の宿泊申請と事後の領収書提出を必須とする。
- 5 以上の謝礼および交通費・宿泊費は、振込にて支払うことを原則とする。

第3条 前2条に定める謝礼および交通費等の支払いの上限は以下に示す人数を上限とする。

(1) 募集A

2名を上限とする。

(2) 募集B

4名を上限とする。

なお、上限の範囲内において児童生徒も含めることができるものとする。ただし、謝礼の支払いの対象とはしない。

第4条 この申し合わせの改廃は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連盟総会の議決を要す。

附 則

この申し合わせは、2020年11月7日より施行し、適用する。

附 則

この申し合わせは、2022年8月27日より施行し、適用する。

全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会における
実践研究及び調査研究の募集「募集 A」に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会分科会で発表
いただく実践研究及び調査研究の募集に関わる要件等について申し合わせる。

(趣旨・目的)

第2条 本連盟は、全国の私立大学附属・併設中学校・高等学校により、中等教育から高等教育への
一貫教育及びその関連領域における理論と実践の研究に努め、会員相互の連携・交流を図り、
広く全国の教育の発展に貢献することを目的とし、全国の中等教育から高等教育への一貫教育
及びその関連領域における理論と実践の研究に努めている。その取り組みの一環として、会員
相互の連携・交流を図り、広く全国の教育の発展に貢献するために毎年開催する「全国私立大
学附属・併設中学校・高等学校教育研究集会」（以下「附属校サミット」という）は、著名な講
師陣による講演をはじめ、公開授業・生徒発表・分科会などで構成され、参加者から高い評価
を受けている。そこで、加盟校または加盟校所属教職員を含むチームが、先進的な研究活動に
取り組み他団体にて発表し高く評価された研究を、附属校サミット分科会で発表することによ
り加盟校の教育活動に役立てることを目的とし、実践研究及び調査研究を募集することとす
る。

(募集要領)

第3条 下記の要領で募集し、幹事会にて審査のうえ決定する。

- (1) 文部科学省などの公的機関または新聞社など民間機関にすでに発表し、受賞などの評価を受
けた実践研究及び調査研究を募る。
- (2) 応募者は、自薦他薦を問わず、本連盟加盟校に所属する教職員個人、または本連盟加盟校に
所属する教職員を含むチームとする。チームの場合の代表者は本連盟加盟校に所属する教職
員とする。
- (3) 応募者は、所属校校長（チームの場合は代表者所属校校長）の推薦文を添付し、別紙発表要
旨などを記載した文書を期日までに事務局に提出する。
- (4) 発表に関わる謝礼および経費等に関しては、別途定める申し合わせによるものとする。

(改廃)

第4条 この申し合わせの改廃は、全国私立大学附属・併設中学校・高等学校 教育研究集会実施連
盟総会の議決を要す。

附 則

この申し合わせは、2021年11月13日より施行し、適用する。

附 則

この申し合わせは、2022年8月27日より施行し、適用する。